

## 裁判抜きの「重監房」 ——「ハンセン病と裁判」覚書(その1)——

福岡安則\*

未成年でありながら、裁判手続きなしに、栗生楽泉園の「重監房」に長期間拘留され“獄死”した人がいたことは、2003年からハンセン病問題にかかわるようになってすぐ、沢田五郎の『とがなくてしす』(皓星社、2002)に目を通すなりして、知ってはいた。しかし、社会学者の至らぬところ、関心の向かうのは、いま生きている人が体験してきたことが中心となる。みずから深く追究してみようと思うことなく、放置していたのが実情であった。

ところが、思いもがけず、その「重監房」にて“獄死”させられた人の弟さんと出会うことになった。ハンセン病療養所「多磨全生園」の入所者の鈴木清さん(1939年生)である。黒坂愛衣とわたしは全生園に鈴木さんを訪ね、お話を聞かせてもらった。さらに、これまでにおこなってきたハンセン病回復者のみなさんの聞き取りのなかに、「重監房」の尿尿汲み取りや飯運びの体験を語ってくれているものがあつたことを思い出した。栗生楽泉園の入所者の関一郎さん、鈴木幸次さん、そして、栗生楽泉園から多磨全生園に転園された佐川修さんである。冨雄二さんが聞いた高田孝さんの語り、支援者たちが聞いた沢田五郎さんの語りも参照しつつ、ここに「裁判抜きの『重監房』」という一文にまとめた次第である。

サブタイトルに「『ハンセン病と裁判』覚書(その1)」と付したのは、じつは、ハンセン病罹患者たちが《裁判を受ける権利》をまっとうに保障されていなかったのは、1947年までであったのではなく、新しい「日本国憲法」の下でも、最高裁判所みずからがお墨付きを与えた「特別法廷」(実質的には“隔離法廷”)という差別制度によって、沖縄返還の1972年まで続けられていたこともあって、いちど、「ハンセン病と裁判」について、通史的に論じておきたいと思うからである。その後の「ハンセン病国賠訴訟」(2001年一審勝訴、国の控訴断念により確定)「多磨全生園医療過誤訴訟」(2005年一審勝訴、控訴審で和解)「ハンセン病死後認知訴訟」(2005年一審敗訴、上告棄却で確定)「韓国ソロクト・台湾楽生院訴訟」(2005年一審判決は敗訴と勝訴に分かれる、のち「ハンセン病補償法」の改正により解決)「ハンセン病非入所者家族単独訴訟」(2015年一審敗訴、控訴中)「ハンセン病家族集団訴訟」(2016年提訴、係争中)という一連の流れも振り返ってみたい。わたしたち(福岡と黒坂)自身、とくに《ハンセン病家族訴訟》に深くかかわることをとおして、これまで見えなかった多くのことが見えてきたこともある。

**キーワード:** ハンセン病、裁判を受ける権利、重監房、懲戒検束権

\* ふくおか・やすのり、埼玉大学名誉教授、社会学  
本稿は「JSPS 科研費 25285145」の助成を受けた研究成果の一部である。

## 1. 「重監房」で未成年で獄死した男性の弟さんと出会う

2016年夏、ネット上で一編の新聞記事が目にとまった。『東京新聞』(2016.8.4)が、「草津町・ハンセン病療養所 重監房死者の義妹が鎮魂の絵画展」との見出しのもと、以下の記事を報じていた。

草津町の国立ハンセン病療養所「栗生(くりう)楽泉園」で、戦前から終戦後にかけて患者たちが監禁された懲罰施設「重監房」。この重監房で亡くなった男性の義妹が、鎮魂や差別への思いなどを込めて描いた絵画の初めての展示会が10月下旬、前橋市富士見町の画廊「アートミュージアム赤城」で開かれる。義妹と夫は「兄が亡くなった群馬で開く絵画展が供養になってほしい」と願っている。

この夫妻は国立ハンセン病療養所「多磨全生園」(東京都東村山市)に入所する元患者で、園内で結ばれた鈴木清さん(76)と洋子さん(80)。

清さんの兄は1942(昭和17)年、14歳の時に楽泉園に入所したが、園外へ脱走。44年、住んでいた市内で発生した女性の刺殺事件で、容疑者として重監房に入れられた。

重監房にはそれぞれ理不尽な理由で患者のべ93人が収容され、真冬は氷点下20度近くになる室内で粗末な食事しか与えられず、23人が死亡したとされる。

当時、楽泉園関係者が重監房にいた兄に事件について問いただすと、「そんなことはやってない」と強く否認。以前、園で兄と同室だった元患者も「(兄は病により)手が悪く、凶器を握ることができなかったはず」と証言したという。

兄は46年、極寒の1月に18歳の若さでやせ細った姿で力尽きた。清さんは「苦しんだ末、若くして亡くなり、無念だったろう。兄は冤罪(えんざい)と信じている」と語気を強める。清さんが園外に向けて兄が重監房にいた事実を語るのは初めて。

一方、洋子さんは小学生の時から病で手が不自由となったが、周囲の子どもたちによるいじめや仲間外れの悲しみから気を紛らわせるため、絵を描くのが好きだったという。

画題は洋子さんが「心が癒やされる」という地藏、和やかな動物や人など。絵の中に「苦しみ、悲しみを乗り越えて」などのメッセージも添えている。不自由な手に渾身(こんしん)の力を込め、多数の水彩画や絵はがきなどを描いてきた。

洋子さんは「結婚後に夫の兄が重監房で亡くなったと知ってからは、兄を思いながら地藏の絵を描くようになった」と振り返った。

絵画展は夫妻の支援者で、楽泉園などで活動している前橋市の吉田一蓮(いちれん)さん(73)が県内での開催を企画。ギャラリーの運営経験がある吉田さんは「鑑賞する人にこびない視点と、鮮やかな色彩にセンスがある。メッセージは心の叫びだ。絵画展は支援者としての自分の集大成であり、差別撤廃への一助にしたい」と準備に取り組んでいる。

タイミングよく、国立ハンセン病資料館の研修室で月に1回、「ハンセン病回復者と話しませんか」という集まりを主宰している佐藤京子さんから、次回予定の配信が届いた。9月3日の集まりでは、この記事に登場している鈴木清さんをお招きしてお話を聞くというのだ。もちろん、出席した。そして、その集まりが終わった時点で、鈴木さんに聞き取りのお願いをして快諾していただけた。

実際に鈴木さんを、多磨全生園（たまぜんしょうえん）の、昔ながらの長屋スタイルの寮舎に黒坂愛衣さんとお訪ねしたのは、年が明けてから、2017年2月19日のことであった。

鈴木清さんは、1939（昭和14）年<sup>1</sup>、小田原の生まれ。77歳だが、すこぶるお元気そうだ。実家近くに昔の街道の東海道が通っていて、街道の真ん中に古い松が3本立っていた、という記憶があるとおっしゃる。父親は鍛冶屋をやっていた。女3人、男3人の末っ子だ。昭和2年生まれで12歳年上の長兄は“ぐれて、家を出て、行方知れず”と聞かされていた。ご自身は子どものときからハンセン病の症状が始始め、“東大の赤門”（＝東大病院）に連れて行かれて、診察を受けた。「らい」と診断されたが、そのときは帰宅した。母親に連れられて全生園に入所したのが、昭和22年の夏。少年舎に入る。全生園内の学校での同級生は3人。岡山県の長島にハンセン病療養所入所者のために設置された昼間定時制高校、「新良田（にいらだ）教室」の1期生となる。1期生は難関で、定員30名のうちストレート組は3人だけだった。自分と、東北新生園のK君と、あと誰か、とおっしゃる。

新良田教室を卒業し、全生園に戻ってからは、労外（労務外出）にはちょっとは行ったけど、“籠の中の鳥”で、帰省もせず、社会復帰もしなかった。療養所内には女の人が少なく、平成の世になるまで園内結婚もしないで、独り身で生きてきた。最初のうちは親が面会に来てくれたが、やがて実家との交信はなくなった。両親の死も知らされず、ずっと後になって、戸籍を取り寄せてはじめて知った。

全療協事務局長（当時）の神美知宏（こうみちひろ）さんから、沢田五郎『とがなくてしす——草津重監房の記録』（皓星社、2002）に、君のお兄さんのことが出ているよ、と教えられて、はじめて、“行方知れず”と聞いていた長兄が、草津の「重監房」で無念の獄死をしていたことを知った。全生園入所者の山下道輔さんや写真家の黒崎彰さんの助力を得て、あらためて栗生楽泉園に研雄二や沢田五郎に会いに行った（栗生楽泉園そのものは、囲碁大会で何度も行っていたのだが）。

兄がなぜ、神奈川県を所管していた多磨全生園ではなく、より遠方の栗生楽泉園に収容されたのか不思議に思っている、とおっしゃる。同時に、自分が全生園に来てから、子どものときに東大病院で診てもらったことがあると話したら、先輩療友から「東大病院で君のお兄さんの名前、鈴木秀夫が呼ばれるのを聞いたことがあるよ」と言われた、とも言う。——これを聞いて、終戦前の時代には、東大病院に来るハンセン病患者を相手に、草津の湯之沢部落の旅館の

<sup>1</sup> わたし自身は、西暦表記を原則とし、必要な場合には西暦に（ ）書きで元号表記を書き足すことにしているが、以下では、鈴木さんの語りのまま、元号で表記していくことにする。

人が“客引き”に来ていたことがあると、わたしが話す<sup>2</sup>。そうやって、東大病院→湯之沢→（湯之沢の解体に伴って）栗生楽泉園へ、という回路を辿ったのではないかと、ということで、お互いの考えが一致した。——帰宅した後、「湯之沢部落」はとっくに解体されていはいしなかったかな、と不安になり、『風雪の紋——栗生楽泉園患者五〇年史』（1982）の「年表」を繰ってみた。「1942年3月10日 湯之沢より移築中であった聖バルナバ医院同付属聖望学校移築完了」「1942年10月10日 湯之沢部落解散終了」とある。時期的にはピッタリ合う。推論が現実である可能性は否定されない。

鈴木清さんは、最後に、「もうここまで来たら、わたしの名前も兄の名前も本名で書いてもらってけっこうだ」とおっしゃってくださった。きょうだいとの音信も途絶え、かれらの生死も戸籍を取り寄せてしか知り得ない現実に向き合う、ということなのだろう。

## 2. 沢田五郎『とがなくてしす』

<sup>2</sup> 栗生楽泉園入所者の中村教良さん（仮名、1935年生）が、次のように語っている。

湯之沢ってところはね、らいの点灸治療ってのが有名だったんですよ。うちのおふくろなんかもね、昭和4年ごろ来て、治療してるんですよ。うちの父親も、もちろん、来たことがあって。だから、[湯之沢部落が]もう解散になるっていうの知らないで来ちゃったようなところあるのよ。

お灸はね、[草津に]旅館の成立した時点からお灸ってのがあってね、それを始めたのは、説はいろいろあるんですけどね。お灸をすえるとね、顔が真っ黒けになるんですよ。真っ黒くなるから、[客である患者の]足止めのためにやったっていう、悪い言い方をする人もいるし。うちの母親なんかは[お灸は]効いたって言ってましたよ。ただね、お灸をすえたことによって顔が黒くなるでしょ。草津にいと、その黒いのが取れないんだそうですよ。それでね、東京にね、病人宿ってというのがあってね、そこに行って、4、5ヵ月いるとね、白くなる。みんな、「そんなの、白くなるかい」って言うけども、なったらしいの。うちのおふくろなんかも、それでもって、家（うち）へ帰った。家（うち）へ帰ることができるほど白くなるってことだね。東京の水がいいとかっていう説があったけど、本当のところはわからんよ。ただ、白くなったことだけは事実。東京へ行ったのは、ほんの何ヵ月かだけだね。でも、唯一、うちのおふくろが東京へ行ったのは、そのときぐらいじゃないかなあ。

そういうふうにして、湯之沢と、東京の田端とかあそこらへんのこと連携があつてね、そこには病人宿ってというのがあって。病人宿は、普通の生活してるうちが、奥座敷に病人を3人ぐらい泊めるんだいね。当時ね、治安維持法があつたんでね、[勝手に]他人（ひと）を泊めちゃいけないかららしいんだよ。だから、巡查もしょっちゅう来て、覗いていったとかいかねえとかって言ってましたけどね。

湯之沢から、その病人宿に行く人は、ぜんぶ、その[黒さをとるといふ]目的で行ってるわけ。ただそのほかに、大楓子うってる人もいたろうし、うたない人もいたろうし。[東大病院へ治療に行つてた人も]います。湯之沢ってところはね、なんせ旅館が何軒もあつたでしょ。そうすると、お客を連れてこなきゃいけない。だから東大病院の入口に頑張つててね、客引きの人が。それらしき人が来ると、「湯之沢行くと、治りますよー！」と、こう、やるわけさ。

（冨雄二・福岡安則・黒坂愛衣編『栗生楽泉園入所者証言集（上）』創土社、2009、147-148頁、下線は引用者、以下同様）

あらためて、沢田五郎の『とがなくてしす』を読み直す。沢田五郎（園名、1930年生）は、自作の歌一首を掲げることで、この本を書き出している。

ともどもに学びし鈴木もしばられて零下二十度の監房に死にき

鈴木というのは、「上の監禁室」とも「重監房」ともいわれていた特別病室で、1946年1月4日に亡くなった鈴木義夫<sup>3</sup>である。私と同じ天城舎（男性軽症独身舎）にいて、一度逃走し、その後殺人嫌疑で送致されて特別病室に入れられたのである。（中略）彼の生まれは1927年5月で、入所は42年5月。（7頁）

入園したときに数えの16歳だから義務教育は終わっていたはずだが、病気のため休学していたのか、児童患者のために設けられた〔園内の〕望学校に通っていた。私は鈴木義夫の3歳年下で、やはりそのころ望学校の生徒であり、また、同じ天城舎で生活する仲間でもあった。鈴木はたいへん無口で、額に本病特有の斑紋が出ていたため、学生帽をまぶかにかぶっていたことを憶えている。

園を逃走したのが42年の11月30日、その後実家に帰っていたが、約1年11ヶ月すぎたところに連れ戻された。（8頁）

沢田五郎は、もちろん、鈴木秀夫の無実、冤罪を確信していた。その根拠のひとつが、当時の入所者のリーダーであった藤原時雄から聞いたという話である。

当時の望学校の校長は、入所前に教員の経験を持つ藤原時雄氏であった。この人は……五日会（患者自治会の前身）の会長でもあったから、新たな収監者があつたか死者が出たさいのことだろう、特別病室へ行く用事があつて中へ入っていったところ、ある房の食事差し入れ口から目だけを出し

<sup>3</sup> 重監房の犠牲者としてその名を言い伝えられている「鈴木義夫」にしても「山井道太」にしても、本名でも園名でもなく“仮名”である。それも、そのときどきの筆者が思いつきでその都度つくった仮名ではなく、申し合わせたかのように、同じ仮名が使われている。それは、当事者たちがハンセン病強制隔離政策の被害を記録するとき、実名記載をしたら、それがいつどこで誰の目に留まるやも知れず、故郷の親族等に差し障りを生じさせることにならないともかぎらない、それだけは避けなければならないという気遣いによるのであって、その配慮は広く当事者間で共有されてきたものだとして理解される。なお、「山井道太」は、多磨全生園の前身の全生病院（ぜんせいびょういん）の洗濯場主任であったが、洗濯作業に従事する患者たちのための作業に欠かせぬ新しい長靴を要求しただけなのに“草津送り”にされ、重監房にぶち込まれ、獄舎から出されたものの、衰弱激しくそのまま死に至った人物である。——ただし、栗生楽泉園でハンセン病患者・元患者の人権回復のために死ぬまで闘い続けた故・研雄二は、重監房に収監されて死んだ者たち、さらにはハンセン病療養所に隔離収容されて死んでいった者たちすべての名前を、碑に刻銘できるようになることこそが、人権回復・名誉回復の証しであると考えていたことを忘れてはなるまい。当事者・身近な関係者の了解が得られたところから、徐々にでも本名表記へと歩みだしていくことが望ましいのではないかと思う。

た人間が、「藤原先生ではないですか」と言ったとのことである。驚いてその顔を見ると、鈴木義夫だった。「なんだ、鈴木君じゃないか。なんでこんなところにいる」と尋ねると、「女の人を殺したということになっている」と言う。「なっているといたって君、なんでそんなことした」と重ねて聞くと、「しませんよ。夜、町を歩いていたら（自転車に乗っていたともいう）、非常線が張られていて捕まって、お前がやったんだらうってここへ送られてきたんですよ」と言ったというのである。

藤原氏はさっそく分館長として恐れられていた加島正利に会い、あれはどういうことかとたずねたところ、「なんにも知らない。ただ、殺人嫌疑ということで送致されてきた。殺人嫌疑となればあそこへ入れておくほかはないので、入れておくだけだ」と答えたという。……（17-19 頁）

沢田五郎は、鈴木秀夫が濡れ衣を着せられた事件とは、この事件を指すのであろうと、『神奈川新聞』昭和 19 年 5 月 27 日の「風呂帰りの娘 路上で刺殺さる」の記事のコピーを載せている。所番地や固有名詞を端折りながら、以下引用しておこう。「小田原の〇〇〇〇氏長女会社事務員〇〇さん（17）は 25 日午後 8 時ごろお風呂の帰る途中自宅附近通行中何者かに左胸部を鋭利な刃物で突刺され病院に収容手当を加へたが約 10 分位の後死亡した」。

沢田五郎は、鈴木秀夫のことをよく知っていた別の入所者からの証言も得ている。

鈴木義夫は有罪であったのかどうか。1942 年に彼と同じ部屋にいた人が今も健在なので、その人の意見を聞いてみた。

「とても人を刺し殺すなんてことはできないと思う。彼はここを出ていったとき、手が悪くなりはじめていて、〔神経が〕過敏していると言っていたからね。衣服の上から人を刺し殺すなど、匕首（あいくち）とかナイフの柄をしっかりと握っていることはできなかったと思う」と彼は言下に言った。（27-28 頁）

“殺人で有罪判決”ではなく“殺人の嫌疑だけ”で、弱冠 17 歳の鈴木秀夫が放り込まれた、栗生楽泉園の片隅に造られた「特別病室」こと「重監房」とは、どんなところだったのだろうか。

沢田五郎は、こう書く。

〔特別病室の〕明り取りの窓は高くて小さいゆえ、幾重にも高い扉で閉ざされた扉の中は暗く、曇った日には昼夜の区別さえつかなかったという。そして、誰かが掃除をしてくれるわけではなく、箒も雑巾もないから、湿気るにまかせ、冷えるにまかせるほかはなく、冬は吐く息が氷柱となって布団の襟に下がり、房内は霜がびっしりと降りた。

収監者には減食の刑も課せられているので、日に 2 回、薄い木の箱に入れた少量の飯が差し入れられるだけである。朝食は一般の給食と同じ時間に出され、汁がついている。ただし汁の実はないという。昼は一般の給食より少し早く、汁はなく、飯は朝の箱より 5 割方大きい箱に入れられていて、これ以後に食事は無い。おかずは朝昼とも梅干 1 個だった。（10-

11 頁)

私は楽泉園に来てまもないころ、この特別病室の人が月に 1 度の入浴後、分館の窓の下に簾(むしろ)を敷いて座らされ、頭を刈ってもらっているところを目撃したことがある。そして、その人たちのあまりの異様さに思わず後ずさりし、しばし凝視したことを憶えている。髪の毛の黒さは普通なのだが、肌の色はただただ白く、白布をよく晒(さら)してもこうはなるまいと思うほどのもので、透き通るばかりなのである。

またあるとき、それらの人を再び特別病室へ送ってゆく列に出会ったこともある。しかも、そのうちの 1 人は担架に乗せられていたのであった。あとで聞いたところによると、その人は入浴後へたり込んでしまったため、看護婦が注射を打ってやったがまだ歩けない。そこで担架に乗せて運んだとのことだ。(13 頁)

このような「重監房」に収容された鈴木秀夫は、どうなったか。

楽泉園の患者がここへ入れられた場合は、友人か五日会でもらい下げに奔走するので、死ぬまで入れておかれた人はなかったようだ(入れられたその夜に脳卒中か何かで亡くなった人が 1 人いたが)。だが、他施設から送致された人は、1 ヶ月ごとに出され、入浴させられ、頭髪を刈られたあと、再び収監されてしまうのである。懲戒検束規定に「監禁は 1 ヶ月を超えてはならない」という決まりがあるので、1 ヶ月ごとに入浴に連れ出すのだ。ということは、死ぬまで入れておく意図があったと解してさしつかえないだろう。

ともあれ鈴木義夫も、特別病室で干し殺しにあってしまった。長く〔特別病室への〕食事運びをした〔入所者の〕佐川修氏の話によると、義夫は 1945 年の夏ごろからひどく錯乱してしまって、房内にあるはずもない電話をかけ、高声でしゃべったり笑ったり泣いたりしていたとのことだ。無理もない。空腹状態がしばらく続くと、それだけでも気が変になるといわれる中、あのような孤独地獄、闇地獄の中でまともな神経でいられるはずはなく、錯乱はむしろ救いであっただろう。

彼は若かったがゆえに、一冬越せるはずはないといわれた特別病室で、1944 年 10 月 23 日から 46 年 1 月 4 日まで生きつづけたのである。日数は 444 日間、厳寒の冬を 1 度越し、2 度目の冬を半ばまでしのいだことになる。(16-17 頁)

### 3. 栗生楽泉園入所者からの聞き取り

#### 関一郎さんの語り

わたしの栗生楽泉園での最初の聞き取りは、「ハンセン病問題に関する検証会議」の被害実態聞き取り調査のときで、2003 年の夏から秋にかけて何度も園を訪ねた。楽泉園でわたしが 2 人目に聞いたのが関一郎さん(園名、1924 年生)だった。関一郎さんの語りに、「重監房」が出てきた。

わたしは昭和 19 年 5 月に栗生楽泉園(ここ)に入りましたが、ここには、重監房があったんです。正式には「特別病室」。わたしたちは「重監房」と呼んでおりました。入って半年ほどした昭和 19 年の 11 月 3 日に、〔若い患者でつくっている〕青年団の団長が「関さんも来てくれ」って。で、8 人で、肥桶を担いで、重監房のなかへ入って行って、作業をしました。汲み出し。あとで聞いたら、中へ入ったのは、17 歳の少年であったと。このときの印象は、重監房というのは、中世時代の牢獄のような感じ。近代の刑務所、映画に出てくるような、あんな刑務所ではない。一戸建ての、中は四畳半ぐらいの、鉄筋コンクリート造りの重監房で。「いやあ、これじゃあ、死んじゃうなあ」と思っ。何やったか知らないけれども。で、「裁判あるの?」って聞いたんですよ。「裁判はない」って、こう言うんです。これにはわたしはいちばんの衝撃を受けました。社会だったら、どんな悪いことをした人でも、裁判あります。ここでは裁判を受けることはできない。17 歳といえば、少年法ですよ。少年法の適用もないであろうと。

まだ雪は降ってなかったですが、寒かったです。あれは冬になると凍死するな、と思っ。あとで話を聞くと、雨漏りがして、布団が湿気ちゃって、人間が入ってる真ん中だけややぬくもりがあっ、周囲は凍りつくんだそうですよ、布団が。そういうなかで、寒い冬なんかは、マイナス 17 度にまで下がったであろうと思われま。体力のない者は凍死で死んでいくと。あれをみて、いやあ、これはねえ、凍死しちゃう。裁判もないと。少年法も適用がないと。これは、患者虐待ではないか、と思っ。です。

〔わたしが重監房の便所の汲み出しの作業をしたのは、そのときの〕たった 1 回です。〔ふだんは〕近づくことできません。あそこに、正門があっ、すぐ西側に門衛があっ。そこに守衛がおりますから。そんなところでうろろしてたら、「なにやってんだ!」

ここは医療刑務所である、と。半分刑務所ではないか、と。わたしはそういう感じだったですね。重監房に入れられて、昭和 14 年から昭和 22 年のあいだに、22 人死亡。そのうち 12 人が凍死。(『栗生楽泉園入所者証言集(中)』242-243 頁)

ここで関一郎さんが言及している「17 歳の少年」が鈴木秀夫そのひとであることは明らかだ。楽泉園の当時の入所者が「裁判もない。少年法も適用がない。これは、患者虐待ではないか」と鋭く指摘していることの意味は重い。

### 高田孝さんの語り(再録)

『栗生楽泉園入所者証言集(上)』に収録した語り「重監房は日本のアウシュヴィッツ」のなかで、高田孝さん(1919 年生)<sup>4</sup>は自身が「特別病室」から“遺体の運び出し”を何度もした体験を語っている。聞き手は、笹雄二である<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 高田孝さんは 1999 年に亡くなられているので、わたし自身はお会いしたことはない。

<sup>5</sup> 沢田五郎と並んで「重監房」批判に執念を燃やし続けたのは、笹雄二である。彼自身が多磨全生園から栗生楽泉園に転園してきたのは 1951 年のことであるから、「重監房」が裁判手続き抜きでの懲罰施設として使用されていたのを目の前で見ていたわ



死んだのは、ほとんど冬のあいだだった。おれは5, 6人, [遺体を] 出しに行った。板の間に、敷布団1枚に掛布団が1枚あるだけ。両手を上げ、干乾しだか凍死だか、干からびた蛙のように凍りついて死んでいる。寒いときは敷布団が下の板に凍りついちゃっている。だれも触りたくないよ。布団ごと持って行こう、と思うんだ。2, 3人が中に入って、1人が敷布団の裾を持ち上げ、工事のときに捨ててある板きれを突っ込んで擦(こ)り、こじって剥がすんだけど、光がないところで搔くんだから、戸が閉まったらよけい暗くなるし、扉が閉まったら、そりゃあ絶望的な気分襲われる。「閉めるな! 閉めるな!」って叫びながら、やっと氷を剥がす。苦しんで死ぬんだから、まっすぐばかりに死んではいない。90センチほどの出口からなかなか出せないこともあった。

4人ぐらいでやっと通路に引っぱり出して、担架に乗っける。血管に力がないからみんな出血しちゃうんだろうなあ。遺体は紫がかかった黒っぽい色だった。前を1人、後ろを1人で担架を持ち、ほかの者は宿直室に転がっている死者の私物も持って、あの坂を下ってくるんだ。そして解剖室の前へ持って行く。

9時か10時ごろ迎えに行き、連れてくるんだけど、解剖室の扉が開いていれば、解剖室へ入れる。午後にならないければ医者は解剖しないから、たまに手違いで解剖室の扉が開いていないことがある。そのときは庭の土や雪の上に、担架ごと布団をかぶせて置いてくるんだよ。

園内で死んだ人はほとんど解剖された。入園するときの書類に「解剖していい」という欄があって、名前を書いてハンコを押させられていた。

おれは5, 6回行き、いろんな恰好で死んでいるのを見たよ。布団から這い出して死んでる人もいた。戸を開けたら、そこに頭があって、びっくりして跳び上がることもある。出口の戸に頭をおっつけて死んでいた。出たかったんだろうなあ。(256-257頁)

### 鈴木幸次さんの語り

鈴木幸次さん(園名, 1923年生)も、「重監房」をめぐる自身の体験を雄弁

けではない。だが、文才のあった彼は『風雪の紋』(1982)の執筆者に選ばれ、そのときに「重監房」のおぞましさを実感させられたのであろう。病床にあった高田孝さんから「重監房」にしばった聞き取りをおこなって小冊子(1999)にまとめ、さらには、「検証会議」(2002年秋~2005年3月)後には厚労省に「重監房」の復元を要求。復元はならなかったが、栗生楽泉園に「重監房資料館」を造らせた。開館記念式典が挙行されたのは2014年4月30日。招待状が来たのでわたしも出席したが、冷たい雨のなか(最高気温8度)、雨よけの天幕のなかでの式典であったが、主役の笹雄二さんはストレッチャーで運ばれて参加、息も絶え絶え、一言も挨拶できず。翌5月1日、楽泉園を後にする前に病棟に笹さんを見舞った。そして、5月9日には、「第10回ハンセン病市民学会」に参加するため、わたしはふたたび栗生楽泉園に。病棟に笹さんを見舞ったが、8日前と比べても衰弱の度を強めていた。これが、生前の笹さんに会った最後となった。翌10日未明、笹さんは成仏された。「重監房資料館」開館までは命長らえたのは、やはり、彼の執念だったのではないかと思う。

に語ってくれた人である<sup>6</sup>。聞き取りは、2009年1月10日～11日に、栗生楽泉園の幸次さんの自室でおこなった。聞き手は福岡安則と黒坂愛衣。幸次さんが“重監房のご飯配り”をやったのは、昭和19年のことだという。

〔わたしは、いつとき〕重監房の、食事を運んだ〔ことがあります〕。

わたしの寮に、大田政吉さんという、朝鮮のおじさんが〔いて〕。そのおじさんがねえ、わたしが、あれだ、ちょうど不自由舎の〔付添看護〕作業が終わって、一般舎にまた、帰ったんですよね。そして、身体を壊して、ちょっと、休んでいたときがあるんだけど。そのときに、「ちょっと、ついてこい」って、おじさんについて行ったンさ。たら、連れて行かれたのが、重監房だった。

大田政吉さんに連れられて、門衛のそこへ行って。おじさんがなんか、門衛とボソボソ話してたわねえ。「おれが具合悪いときに、この子どもを寄こすから。そういうときには、代わりに来るんだから、教えてやって、やらしてくれよ」と、おじさんが頼んでたんだね。

〔そのときに、わたしは〕重監房、中へ入って、見てきた。おじさんのあとをついて、門衛と、3人で入って行ったンさ。これ、二度と来るところじゃないと思ったよね。で、おじさんに、「おれは嫌だよ。あんなところ、行かない」って言ったけど。「おれがいねえときは、しょうがねえんだ、おめえ。行ってくれよお」って。そんな話で、不承不承の話が、終わらないうちに、おじさんが、買出しに、こっちが寝てる暗いうちに行っちゃうから。おじさんが、おれをあてにして行っちゃったんだなってえの、わかるわけでしょう。それで、しょうがない、代理をやらされた。(中略)

〔重監房への収監者は〕わたしが行ったときは、6人いた。〔どんなひとが入っていたかっていうのは〕わからない。中は、暗いしね。こんなして、しゃがんでも、見えないんだよ。声は、掛けたがる、むこうで。掛けたがってしょうがないんだよ。「いやあ、昨日は、お祭りだったそうだなあ。ご馳走が出たろうや」なんて言うんだよ。だけどね、「いつのこと言ってんだ、おじさん」なんて言って相手になると、看守が後ろに立ってて、「よけいなこと言うな！」って、怒るんだよ。(中略)

だけどねえ、ほんつとに、重監房ン中、入ってったときは。あのう、後ろからねえ、この、大きなドアで、ギィーと押されたら、これ、自分が閉じ込められる錯覚に陥った。いやだあー、と思ったねえ。重たいんだよ、その、戸(あれ)だってね。門(かんぬき)だって、取って、こうやるんだけど。ときには、〔ドアがひとりでに閉まって〕後ろからドッと押されたりすることあるんだ。ドアに押される。重たいんだよ、そのドアが。こっちは、弁当担いだり、菓罐(やかん)持ったりしてるから、両手使えないし。そんな体験も、嫌な思いしながら、まあ、2日や3日は通った。

〔季節は夏だったけど、そこは〕冷やっこかった。それでねえ、あのう、ああいう中を、草刈ったりしねえんだよなあ。房と房の、こう、弁当入れ

<sup>6</sup> 鈴木幸次さんは2010年9月に亡くなられたが、「重監房」をめぐる以下の語りの彼の音声を、2013年4月30日に栗生楽泉園の一面に開設された「重監房資料館」で聞くことができる。わたしたちが録音を提供したからである。

てやるところが、まあ、行きたんびに草をこうやって蹴飛ばして、倒して。それで、「ご飯やるぞお」って、やるんだけど。重監房、看守の連中は、きれいにするなんてことは、しねえんだよ。で、あすこ、〔こんもりした〕山を越えて通（かよ）ってたんだからね。〔いまみたいに、通りやすい道に〕なってないんだ。あすこ、高いところを越えなけりゃあ〔行けなかった〕。わざわざ、そうして、隠したもんだらうけど。

それが、〔熊〕笹が、こんなんになって。だから、帰ってくるときはもう、ズボンなんかは、露でグジャグジャです。そういうところへ入ってったんだ。雨が降ってなくなつてねえ、あすこ、一回通ると、ズボンがグチャグチャ。冬は大変だったと思うよ。〔いま多磨全生園にいる〕佐川〔修〕さんは、それ、やったんだからね、1年通して。〔佐川さんがやったのは〕わたしより後。〔わたしがやったのは、昭和〕19年のとき。〔夏の〕4ヵ月ぐらいのあいだに、4回ぐらい、〔おじさんが3、4日のあいだ〕いなくなるんさ。

〔重監房へのご飯配りは、一日に2回。〕朝8時半と、午後2時半に。木の箱だからね、お弁当箱。そこへ主食を入れて。そこに埋めてあるわけよ、梅干しを。あるいは、沢庵を、すみっこに、押しこんであるわけさ。とにかく、米の飯粒なんかないんだから、なにも。麦だけ。〔これは、重監房のひとがただけじゃなくて〕われわれ〔入園者〕には米なんか食わしてくれてなかったんだよ。〔昭和〕19年なんか、とくにそうだった。麦だけ。それに、ジャガイモを切り込んだり、サツマを切り込んだり、大根や野菜なんかを混ぜたり。そういうのが主食だった。だから、重監房のひとに特別に悪いものを食わせたわけじゃあない。われわれとおなじ主食なんだよ。こう、傾けたら、みんなこぼれちゃう。バラバラ。〔分量としては〕まあ、むすび1個分ぐらいだな。

〔弁当〕箱そのものは、三分板じゃない、五分板でできてる。蓋なんかないんだよ。矩形（くけい）の〔箱だった〕。〔縦横でいうと〕三寸の、七寸ぐらいだ。〔そして〕板の、厚さがあるからねえ、〔そのぶん、飯が入る部分の容積は小さいよ〕。ああいうもの、取っておいてねえ、資料にすりゃあよかったけど。ないんだよね。〔午後のほうが、朝よりも〕すこし、〔飯の〕盛りが高くなつた。

それでねえ、わたしの場合は、あすこの、門衛のところの、こんな切り株だよ。松の切り株の上に、薬罐を乗せておいて。鎖がこう、ついてた薬罐だ。それで、ご飯配りに行くと、看守が〔門衛所の〕中から薬罐を持って出てきて、「蓋、取れえ」って、わたしに言うわけ。で、蓋を取ったら、水が残ってるんだよ。古い水（やつ）を捨てようとする、「そんなことはしなくたっていいんだッ！」怒るんだよ。それで、〔看守が持つてる薬罐から〕ドーッと、こっちの薬罐へ移してくれるんだけど。それをこう、6人だったら6人こう、一杯ずつ配っていくんだけど。その……、そこへ入ってるひとが、使わされている、お椀の欠けたやつなんかだったら、とても湯呑一杯分なんか、入らねえんだよ。入らないけど、それしかないんだから。飲んでから、もう一杯、ってわけにはいかねえんだよ。

だから、けっきょく、〔のちに〕新しい園長さんなんか来たときに、園長が、「鈴木は、重監房の食事、運んだことあるって言うけど……」「人間、あれだけの水で、生きられるはずがねえんだけど、どうやって、あのひと

がたは、350日も生きたひともあるし……」。[いちばん長いひとでは] 530日ぐらい、満八十山(みつるやそやま)っていうひと。「そんなに生きられるはずがないんだけど。どうやって生きたもんだろう？」なんて、園長が言うんだよ。「そりゃ、なにか、差し入れられるか、なんか方法があったんだよ、鈴木さん」って、先生は言うんだよ。「そんなことは、先生、できっこないんだ。ないんだけど、生きたんだから、生きる方法があったんだよ」って、わたしが言うわけ。「なんだい、それは？　なんで水分を補給できる？」「それは、先生。冬になると、手を伸ばせば、雪に届いたはずだ。雪を舐めてたにちがいない。それから、夏は、雨の日はねえ……」。あのう、わたしが朝に、飯を持ってくと、草が伸びて、いっぱいになってんだから。「あの草をね、こっちへ掻き寄せたら、水分がくっついてたはずだ。おそらく、それを舐めてるか、草を、そのまんま食ったか。そういうことで生きたにちがいない。差し入れがあったとか、そんなことはありやうがない」。新しく来た先生なんかと、よく、そんな話、したことあるけどね。

それでねえ、ある朝、行ったら。とにかくもう、骨みたいな腕がこう、出てるひとがいたんだよ。[重監房に] 入って、すぐの房(とこ)だけ。ほっで、なんかこう、まさぐってんだよねえ。「ほら、食事だから、手え引つ込めなよお」って言うんだけど。んつと、こう、ソンときは、なにか誰かから言われたなあという、こっちへ関心が向いたような、手を止めたりするんだよ。だけど、またしばらくすると、なんかこう、まさぐってんの。そんなことを、2、3回[繰り返して]。「ほらあ、早く、手え引つ込めないよ。時間たつよお」って言ったら、看守が後ろから、「そんなもの、放っておけッ！」怒るわけ。「放っておけたって、食わせねえんか？」「いいんだッ。次に行け！」そこはとうとう、[ご飯を]置かないで帰って来た。次の朝に、炊事場(きゅうしょく)行ったら、受け取りが1つ足りねえんだよ。用意してないんだよ。「あれっ。今朝は1つ、足りねえよお」つって、給食のひとに言ったら、「いいんだよ、あんちゃん」「なにがいいんだ。足りねえじゃねえか」「いいんだよ。あんちゃんが、そんなことは、心配することはねえんだ」って、こう言うんだよ。こっちを人間相手にしてないころの職員だからねえ、馬鹿にしているんだけど。「それでいい」って言うんだから、行ったら、なるほど。昨日、こうやってた房(ところ)は、いねえんだよ。亡くなったんだね。で、わたしは、食事の関係だけだから。そういうことを[わたしには]教える必要もないし。そういうことをまた、「今日は重監房で1人亡くなったようだ」とかって、[ひとに]言えもしないんだよ。言ったら、「よけいなこと言うな」って言われるに決まってるんだからね。そういうことが1回あった。だけど、それはねえ、わたしもう、85[歳]にもなるけど、その朝の出来事は、忘れられないよ。(『栗生楽泉園入所者証言集(上)』387-393頁)

[昭和22年の「人権闘争」の患者大会のとき、実際に重監房に入った者として発言したのは]満八十山(みつるやそやま)の奥さん<sup>7</sup>。ここに書いて

<sup>7</sup> 宮坂道夫の『ハンセン病 重監房の記録』(集英社新書、2006)は明快な叙述の好

ある<sup>8</sup>、いわゆる盗難自転車を、ゴミ集めをしている満八十山が買って、

著であるが、重監房に収監されながら死を免れた人でその体験を証言したのは「山井道太の妻」だけであったと2ヵ所で書いている点（127頁および148頁）は、なにかの思い違いだと思われる。多磨全生園の島村秀喜さん（1925年生、筆名は大竹章）の話によれば、「山井道太の妻」は、もともと外島保養院に収容されていたのが、1934年の室戸台風で外島保養院が壊滅したため、全生病院に移ってきて、そこで山井道太と園内結婚したのであるが、重監房から出された夫が快復することなく死亡したあとは、外島保養院の再建という位置付けで造られた邑久光明園に移り住んだとのことである。夫を死に至らしめた2つの園——再起不能となるまで獄舎に放置した楽泉園に留まる気にはなれず、さりとて、夫を死地に追いやった全生園に戻る気もしなかったという心情は、よくわかる。それゆえ、昭和22年の人権闘争のときには、彼女はもはや栗生楽泉園にはいなかったはずである。島村秀喜さんが全生園に入所したのは1944（昭和19）年のことだから、「洗濯場事件」の現場には居合わせなかったのであるが、彼がこの出来事に詳しいのは、彼自身が静岡県出身で「山井道太」と同郷でもあり、とくに関心をもって情報をフォローしてきたからである。

ちなみに、『風雪の紋』に収録された資料「栗生楽泉園特別病室真相報告——1947（昭和22）年9月5日」（497-507頁）では、「満〇十〇」（本名から2文字を伏字としている）の妻の欄には「在園中」とあるが、「山〇道〇郎」（山井道太の本名から2文字を伏字としている）の妻の欄には、その旨の記載はない。在園していなかった証左である。

少々くどいかもしれないが、宮坂は「重監房への収監者たち——ここでの死を免れた人たちは、（中略）山井道太の妻のような例外を除いて、その実態を語っていない。（中略）93名のうち、重監房『出獄』後も生きることのできた70名あまりの人々は、ごくわずかな例外を除いて（中略）何も語っていない」（127頁）と、当事者の語ろうとしない頑なさを強調しているが、「栗生楽泉園特別病室真相報告」を見ると、この資料作成時点の「1947年9月5日」現在において、楽泉園に「在園中」との記載のあるのは4名である。4名のうち1名が「患者大会」で証言しているわけだ。残りの3名が証言を“拒否”したとも即断はできまい。宮坂の筆致は、いささか決めつけの感なしとしない。

というのも、2003年に「検証会議」で実施した被害実態聞き取り調査のとき、国立13園のなかで栗生楽泉園が聞き取りに応じてくれた入所者の割合が最も高かったのだが、それでも、全入所者239人中93人であった。この割合は、当時の自治会役員たちが、一部屋一部屋、入所者を訪ねてまわって聞き取りの依頼をしてくれた成果である。それでも6割強の入所者が聞き取りに応じなかったのであるが、その人たちすべてが聞き取りを“拒否”したとは言えない。寝たきりの人、認知症の人など、身体的な条件で、そもそも聞き取り＝証言に応ずることができなかった人たちが少なからず存在したからである。ハンセン病の国賠訴訟のときでも、一部のジャーナリストが“原告は最後まで多数派とはならなかった。反原告派のほうが多数派だったのだ”などと書き立てたけれども、療養所のなかの実情に疎すぎる。身体的条件が許さなかった多くの入所者が存在したし、原告になりたい気持ちを持ちながら、諸般の事情で原告になれなかった大勢の人たちがいた。わたしたちは、そのような人の多くにお会いしている。

<sup>8</sup> 鈴木幸次の言う「ここ」とは、前述の『風雪の紋』収録資料「栗生楽泉園特別病室真相報告」を指している。そこに「〇テイ、本籍不詳、入室昭和16年9月26日、拘留日数390日、テイの夫満〇十〇が大阪府にて不注意にも盗品の自転車を買ったとの理由（本園の書類には罪名賭博とあり）で拘留533日に処せられた際、妻で

それを売ったというのが、「おれの自転車が盗まれたのが売られている。あのひとだ」ということで捕まったという、話の発端だよ。〔あの場では、満八十山の奥さんのほかには、重監房に入った話をしたひとは〕いなかった。博打とか、喧嘩とか、よその女房を寝取ったとか、そんな程度のことは全部、こっち〔の監禁所〕へ入れてたの。重監房へ入れてないんだよ。(同書、410頁)

### 佐川修さんの語り

さて、みなさんの語りのなかにお名前が登場する佐川修さんから、福岡と黒坂で聞き取りをさせてもらっている。佐川修さんは、1931年、韓国の全羅北道生まれ。幼少期に母に連れられて、日本にやってきた。民族名は金相権(キムサンゴン)。東京大空襲に遭った後、昭和20年3月26日に栗生楽泉園に入所している。のちに佐川さんは多磨全生園に転園し、わたしたちがお話を聞いた2010年3月26日には、全生園の入所者自治会長のかたわら、国立ハンセン病資料館の運営委員もなさっていた関係で、国立ハンセン病資料館の応接間が聞き取りの場となった<sup>9</sup>。

〔重監房の食事運びですか?〕ああ、やりましたよ。重監房はね、おなじ白馬舎(へや)の金岡(かなおか)さんという〔韓国人の〕人がやってたんですよ。その人がブローカーやってて、在(ざい)へ、年中、物々交換に行つて、豆を買ってきたりなにかして。そのうちに肉を持ってくるようになって。4人ぐらいで行つて、吠(かます)背負(しょ)つて行つて。ほれで、牛〔1頭〕を買つて、殺して、ばらして、そっくり担いでくる。そうすると、夜中に寮舎(へや)のなかで、牛脂(へット)取りながら、〔肉を〕料理する。〔療養所の中でいちばん食べ物がなかった時期に〕その肉を食つたりなんかしたから、ぼくは死なないでいたんじゃないかな。栄養を摂れたから、と思うんだけど。朝になると、どこで聞いたか、園内の人々がズラァッと並んでるんですよ、〔肉を〕買うのに。おれは〔命じられて、肉を〕届けたりして。〔あるいは〕柿の木、1本そっくり買っちゃつて。その柿をみんな採つて持ってきたりと、そういうブローカーやってる人がいて。〔その人は〕いま思えば、40なるかならないかぐらいじゃないかなあ。昔は、もう50歳だというと、えらい大年寄りで、この人はもう、あと何年もないなど思ったんだからね。自分が80になるのに、そんなこと〔言つてはなんだけど〕。ほんとに当時は、みんな、そんなに生きられないと思つてたからね。

その人が、年中、外に行くんで。ぼくに、そのあいだ、代わりにやれつて。「明日いねえから、おまえやれ」つうんで、代わりに、ちょこちょこ行つてたんですよ。で、その人が〔終戦後〕韓国へ帰つちやつたんですよ。それで仕方なしに、その後ぼくがやるようになった。

あるとの理由で○テイは390日拘留さる」とある。

<sup>9</sup> 前述の鈴木清さんを2017年2月19日に多磨全生園の寮舎にお訪ねしてお話を聞いたあと、体調を崩されて病棟に入院中の佐川修さんをお見舞いした。そのときに、あらためて、この聞き取りを使わせてもらう許可を得た。佐川さんのライフストーリーの全体も、できるだけ早く活字にしたいと思っている。

〔重監房への飯運びは〕炊事場から、小さい木の箱に〔飯を〕ドタッと入れたやつを〔受け取って〕、岡持ちに〔入れて運ぶわけだけ〕。〔飯の分量は〕まあ、おにぎりにすりゃあ、大きい1個ぐらいなもので、あと、梅干しがつくか沢庵がつくか。それで、ときどき、味噌をつくるのに大豆なんか煮ると、炊事のおばさんが「あんちゃん、やるよ」なんて、一掴みくれたりして、それを食べながら運んだこともあるけれど。正門のところには門衛がいたんですよ。その門衛に訳（わけ）話して、薬罐もらって、それを持って行って、お湯を注いでやって、弁当を〔差し〕入れてやるけど、ほとんどものを言わないですね。言わないけども、鈴木村っていう人は、頭が狂っちゃって。それで、もう死ぬ2、3日前から、「カラスが来た。カラスが迎えに来た」とかって。それで、「いつもご苦労さんだ。お礼だ」とかって、〔空になった弁当箱を〕出したら、固いウンコがね、載っかってンですよ。なあーに、ろくに食ってないのに、よくこんな上等なものが出るなどと思いながら、びっくりしちゃって。「ナンダァッ」つって、それ投げちゃって。それで、箱だけ持って〔帰って〕、分館へ〔行って、彼が精神に異常を来（きた）しているから、放っておけないのではないかと〕話したら、〔逆に〕「あしたは、もう、飯は、そいつはやらなくていい」つって、1日抜かして。次の日行ったら、昨日〔食事を〕抜かれたこともわかんないで、ケロッとして、「ご苦労さまです」つって。そうやっていたけど、その次の日には、死んじやったな。

それからもう1人の死んだ人も、3人でお通夜したんですよ。分館の職員と、それから青柳さんつって、入所者（かんじゃ）のなかで、半年にいっぺんぐらい〔収監者を外に〕出して、頭を刈ってやったり爪切ってやったり、そういう〔ことを〕する人がいたんですよ。その人と3人でお通夜したこともありますけどね。とにかく、髪も伸び放題。その〔もう1人の死んだ〕人もずいぶん〔収監が〕長かったな。あれは、ほんとは、30日以上は〔監禁しては〕いけないわけなんだけど。もう、1年以上も。440日くらい入れられていた人もいるし。

『ハンセン病 重監房の記録』を書いた宮坂〔道夫〕先生がつくった一覧表<sup>10</sup>を見ましたか。〔重監房に収監されて死んだ人の数は22人だとか23人だとかって言われているけど、その数字は昭和22年の人権闘争のときに国会調査団に提出するために大急ぎで作成した資料に基づいている。とても完璧なものとは言えない。〕実際は〔死者の数は〕あれよりももっといきましたよ。〔少なくとも〕あれに載ってなくて、ぼくが知ってる人が1人いるもの、死んだ人が。——雪の降っている朝、門衛のところへ行ったら、「昨日（きのう）、1人入った。その人に付け届けがあるから、持って行ってやれ」って言うんですよ。なんだろうと思って、途中でそっと開けてみたら、うまそうなお饅頭が10（とお）くらい入ってるんですよ。1個ぐらいわかんねえだろうと思って、こう、やりかけたけど、まあまあ、しょうがねえつって、また蓋した。その次の朝行って、「おーい」ついたら、〔応答する〕声がないんですよ。〔昭和〕21年の冬、春先になったかなら

<sup>10</sup> 佐川修は「宮坂先生がつくった一覧表」と言っているが、実際には、宮坂道夫が論述にあたって依拠した前述の資料、「栗生楽泉園特別病室真相報告」のことであろう。

ないかぐらいのときで、それ、門衛に言ったら、「おっ、死んだか」なんて、門衛が平然とした顔をしてるんですよ。あの饅頭、食ってたら、おれもしかしたら死んだんじゃねえかなと思って、ゾッとした覚えがあるのよ。怖い話ですよ。そういう覚えがあるんだが、その人は〔一覧表に〕載ってないですよ。

〔重監房に入れられた人は、他の園から送られてきた人が〕多いですけど。〔楽泉園の〕中の人も、博打なんかやって入れられた人がいるし。それで、博打やって入れられた人が、「2週間後に出してやる」って言われたのが、〔なかなか〕出〔してもらえ〕なくって、それで、気いもんじゃって。〔そのころは飯運びはわたしじゃない人がやっていたんだけど、その人が〕行って、〔帰ってきて〕「おい、大変だ」と。〔重監房に〕入るとき、ぜんぶ身体検査するんだけど、〔その博打をやった人は〕こんなちっちゃいナイフみたいなものを持って、毎日、ご飯入れるところの木の枠のところを、こうやってやって〔削って〕、ポンと押せば、もう取れるばっかりになってた、と。ところが、〔出獄の予定が〕もう1週間以上伸びちゃったけど、ちょうど、「明日（あした）出してやる」っていうことがわかったんで、ほれで、びっくりして、その人を出しに行くときは、友達もみんな連れて行って、そこへみんな背中中で隠して、泥を塗ってきたって、そういう話もあります。

〔やっぱり、他の園から送られてきた人に〕死んだ人が多いですね。〔重監房から〕出てから、すぐ死んじやったような人も多いし。とくに〔熊本の〕本妙寺部落の幹部だったっていうだけで入れられた人がね、かわいそうだったですよ。

〔わたしが飯運びの仕事をしたのは〕半年ぐらいです。〔昭和〕20年の10月か11月から21年の春ぐらいまでですね。〔重監房は昭和〕22年の人権闘争までありましたからね。ぼくの後には誰だったかな。村上さんだったか、太田さんだったか、〔いずれにせよ〕白馬（はくば）〔舎〕の人は白馬の人だったけど。

佐川修さんは、無実・冤罪で獄死したと考えられる鈴木秀夫に、死の前日まで会っていたのだ。次回、多磨全生園を訪ねるときには、このことを鈴木清さんにお伝えしよう。

#### 4. 沢田五郎の執念

沢田五郎の『とがなくてしす』の最終章は「特別病室は殺人罪に問えなかったのか」だ。沢田五郎は、この本をこう結んでいる。

いま私は、特別病室は殺人施設だったと思う。であるからこれを造り、運用した人は殺人罪に問われなければならない。そして、提訴すべきときは、この〔昭和〕22年闘争のときであったと思う。にもかかわらずその期を逃してしまった。なぜであるか。

簡単に言ってしまうと、癡予防法こそ特別病室を造った元凶であり、これを廃止させなければならないという展望がそのときにはまだなかった



からである。特別病室は今後使用しないという東龍太郎〔厚生省医務局長（当時）〕の約束を良しとし、安心し、皆がこれまでにない豊かで暖かい冬を過ごし、美しい春に酔ってしまったからである。（中略）

1996年4月1日、らい予防法は医学的には根拠がなく、いたずらに患者の人権を侵害している不当な法律だ、もっと早く廃止すべきだったとして廃止された。

それなら私は言いたい。その不当な法律を守らせるため、厳しい罰則を設け、違反者を強く懲らしめるため特別病室を造って、22人ともいわれる多くの人を死に至らせた責任はどうなるのか。防疫上根拠のない隔離法というのはプロミン使用後のことで、それ以前には隔離は許されたともいうのであろうか。もしそうなら、それはまったくの詭弁で、らいは昔からまことに感染力の弱い病気だったのである。

ナチは、ユダヤ人は地の汚れとして、殺人工場を造って抹殺に努めた。ナチのこの犯罪には時効がない。日本のらい患者隔離撲滅政策による特別病室殺人にも時効を認めてはならない。私はこのことを強く言いたい。

（175-177頁）

沢田五郎は、2006年12月と2007年1月の「群馬・ハンセン病訴訟を支援し、ともに生きる会」の面々による聞き取り場面でも、「重監房を殺人罪で訴えたい」という自説を繰り返している。彼が亡くなったのは2008年10月だから、死ぬまでこの思いを、執念としてもち続けていたことは間違いない<sup>11</sup>。

おれは、〔国賠訴訟の〕裁判までやる気はなかったんだけど。特別病室のことを考えるとさ、どう考えたって、ありゃあやりすぎだ。それで、〔昭和〕22年闘争のときに、「殺人罪で訴えてくれ」って、実行委員会で小澤茂っていう自由法曹団の弁護士に言ってるんだよね。〔小澤弁護士は〕「これは、身内が訴えるんなら簡単だけど、第三者が訴えるのは、なかなかむつかしい」なんつうんで、考えていたふうだ。そうしてるうちに、実行委員会が解散しちゃって、殺人罪で特別病室を裁判にかけるってことは、あの当時できなかったんだね。（中略）

やっぱり、特別病室だけは問題にしなきゃなんないと思って、おれは〔国賠訴訟の〕原告になったんだよな。だけど、〔担当〕弁護士が言うにさあ、「あんたがそのことを訴状に書いても、ちょっと弱いんじゃないか」と。「あんた見てただけで、ありゃあ、かわいそうすぎるって言うてみたって、弱いぞ」つうことでさ。これは、「癩撲滅政策にはああいうものも利用したと、不心得患者を弾圧するのにああいうものを役立てた」ということで、訴状としては、あんたは、あんた自身が受けた被害（こと）を、やはり、言うべきじゃないか」というふうに、まあ、なっちゃったんだね。

おれは、とにかく、故郷（くに）のほうにいたときには、〔兄の〕沢田二郎が先に〔楽泉園に〕入院してて、〔隣近所に〕わかっちゃってるから、

<sup>11</sup> わたしたちは、生前の沢田五郎さんには一度もお会いしていない。2003年夏に「検証会議」の被害実態聞き取り調査でたびたび栗生楽泉園を訪ねていたときに、お会いしておけばよかったと悔やまれる。

みんなに迫害されたわけだ。それで、楽泉園へ来たなら、そういうことはなくなって、むしろ、かわいがられちゃった。だから、いいところへ来たと思ったんだけど、あの〔特別病室に入れられてる〕人を見た途端に、「これは驚いちゃったなあ」と思ってな。ほいで、寒い風が吹くような日ね、やっぱし、子ども心にも、「あそこにいる人は、こんなとき、どうしてるんだろう」というようなことを思い続けたねえ。(『栗生楽泉園入所者証言集(中)』27-28頁)

『とがなくてしす』で書き落としたという点はね、重監房(あそこ)に入れたのは、なにかの罪で、懲戒検束規定に照らして、処罰して入れたんじゃないらしいということだな。〔そうではなくて〕なにか悪い、懲戒検束規定に違反するようなことをやったんで、楽泉園へ転園させるということのようだね。「これこれの患者を転園させるからよろしく頼む」と。それで、楽泉園のほうじゃ、「何をやったんだ?」といったら、「これは、重ね重ね、博打をしたんだ」とかさ、「炊事の倉庫へ入って米を盗み出した」とかなんだとかっていうことを言うんだね。〔つまり、元の園の〕園長が、何日間、特別病室へ入れてくれという処分をして寄越したんじゃないんだね。〔ただ〕そういうことをやったから楽泉園に転園させると。で、そういうことをむこうの園でやって、楽泉園に転園させたちゅうんなら、特別病室へ置くほかないというんで、楽泉園では、特別病室へ入れたということのようだな。これは、かなり重大問題だと思うんだよ。なんで重大問題かっていうと、この罪は懲戒検束規定に照らして1ヵ月間の監禁に該当するとか、または、それを超える罪に該当するとかで、そのかん楽泉園にある特別病室に入れてやってくれという、むこうの園長が処分して寄越したんならば——処分できる資格のある人は〔元の園の〕園長だけだからね——、その期間が過ぎたら、その園から引き取りに来なきゃならない。それ、引き取りに来てねえんだよ、1人も。ということは、楽泉園のほうで受け取って、〔あとは〕勝手、ということなんだな。(同書、32頁)

## 5. 小括

わたしなりのまとめに入ろう。

かくも人を人と思わない、恐ろしき「重監房」を下支えした“法的根拠らしきもの”といえ、1907年に「癩予防ニ関スル法律」として公布された「明治40年法律第11号」が、1916年の「大正5年法律第21号」によって“改正”され、「療養所ノ長ハ……被救護者ニ対シ必要ナル懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得」の条文が挿入されたことであろう。しかし、当時の法体系においても、この条文は“憲法違反”であったことは明らかである。「大日本帝国憲法」は、その第24条において「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルハコトナシ」と謳っていたのだから。だが、各地の「連合府県立」もしくは「国立」の「癩療養所」には「監禁室」が造られ、裁判抜きに「監禁」「減食」といった罰が課された。そして、その究極の施設が、1938(昭和13)年12月24日に竣工となった、栗生楽泉園の「特別病室」こと「重監房」であったのだ。

なぜ、こんなことが罷り通ったのか。ハンセン病罹患者に対する「強制隔離政策」の下では、《裁判を受ける権利》だけが、大日本帝国憲法の規定を蔑ろにしてまで、かれらから剥奪された、というふうに見ることはできない。

そもそも、あの時代、「癩患者」たちは、「大日本帝国憲法」が「日本臣民」に保障していた、もしくは課していた権利と義務の一切を剥奪されていたと見たほうが、事態をよりよく理解できる。端的に言えば、「癩患者」たちはまるごと法の埒外に置かれていたということである。

たとえば、「癩療養所」では、法的根拠なしに「断種・墮胎」の強要がおこなわれていたが、その処置をした医療従事者が罰せられたことは一度もない。あまつさえ、そのような処置を、医師の資格も看護婦の資格も持たない職員がやっても、それが法的処罰の対象となることはまったくなかった。

あるいは、収容前に社会ですでに結婚している者であっても、園内で別の相手と“結婚”することを、国が設置し厚生省が管轄する施設内で当局が認めていた。国の施設の中で誰の目にも明らかなかたちでおこなわれていたにもかかわらず、それが“姦通罪”にも“重婚罪”にもされなかったのだ。

そして一方では、「徴兵の義務」からも除外されていた。また、「教育の義務」からも除外されていた。保護者にとっての“教育の義務”は児童生徒本人にとっては“教育を受ける権利”であったから、これは権利の剥奪でもあった。いや、どこの療養所でも、入所者のなかの有識者が“先生”になって、学齢期にある子どもたちの勉学の機会を保障したのではないか、と言われるかもしれない。それ自体は、尊く貴重な実践ではあるが、“公教育”ではない。言ってみれば“寺子屋”だったのだ。

療養所内では“患者作業”という名の労働を課せられていたが、雀の涙ほどの賃金ゆえ、「納税の義務」からも除外されていた。草津の湯之沢部落という自治区では、高額納税者もいて、それゆえの有権者もいたというのに。

「重監房」は、わが国政府と国民が、ハンセン病罹患者たちを“人にあらざる者”として、法の埒外においやっていたことの象徴であった、というのが、わたしの小括である。

## **Detained in *Jū-Kanbō* without Trial: Notes on “Trials and Lawsuits on Hansen’s Disease Issues” (Part 1)**

Yasunori FUKUOKA

Since 2003 when I initially got involved with the Hansen’s disease problems I have noticed the fact that there was a minor patient who was detained for a long time in *Jū-Kanbō* (the worst condition prison jail) of Kuriu-Rakusen sanatorium without trial to die there after all, through Mr. Goro Sawada’s *Death Penalty on an Innocent Person* (2002). Meanwhile sociologists’ regards mainly pursue the living problems and memories, thus I did not pay attention to the minor’s death in the prison that much.

However, the encounter with the minor’s younger brother changed my

interest. It is Mr. Kiyoshi Suzumura (born in 1939) who has lived in Tama-Zenshōen sanatorium. I and Ai Kurosaka visited Zenshōen to interview Mr. Suzumura. While practicing this interview I reminded that other testimonies of several Hansen's disease ex-patients, such as Mr. Ichiro Seki and Mr. Koji Suzuki in Kuriu-Rakusen, and Mr. Osamu Sagawa who was transferred from Kuriu-Rakusen to Tama-Zenshōen, talked about dipping up of excretions from vault toilets and distributing food in *Jū-Kanbō*. I referred to Mr. Takashi Takada's life story that Mr. Yuji Kodama interviewed and Mr. Goro Sawada's life story that other supporters heard, to write this essay "Detained in *Jū-Kanbō* without Trial".

In order to reveal the fact that it was not until 1947 when Hansen's disease patients had been deprived of the legal right to have trial, I put "Notes on 'Trials and Lawsuits on Hansen's Disease Issues' (Part 1)" as the subtitle of this article. As a matter of fact, even Japanese Supreme Court under the new Japanese Constitution discriminated Hansen's disease people by operating so-called "special courts" which actually meant "segregated courts" until 1972, the year of Okinawa's reversion to Japan. Thus I want to give an overview of the history about the Hansen's disease issues and trials.

Later I will try to review the court actions, such as the Unconstitutionality of the Leprosy Prevention Law's State Compensation (in 2001 the plaintiffs won the first trial and the judgement was confirmed by the government's waiver of the right to appeal), Tama-Zenshōen Medical Malpractice Lawsuit (in 2005 the plaintiff won the first trial and agreed settlement with the government at the appeal court), Paternity Suit by the Daughter of a Dead Hansen's Disease Patient (the plaintiff lost the first trial in 2005 and finally lost her case at the court of final appeal), Korean Sorok Island Sanatorium and Taiwanese Losheng Sanatorium Lawsuits (in 2005, at the first trial the Korean plaintiffs lost and the Taiwanese plaintiffs won. Later, both could receive the compensation by the revision of Hansen's Disease Compensation Law), Compensation Lawsuit by a Son of Non-sanatorium-residential Hansen's Disease Patient (the plaintiff lost the first trial in 2015 and is now under dispute at the appeal court), and Class Action Lawsuit by Hansen's Disease Patients' Families (in 2016 this case was filed by 568 plaintiffs and is now under trial). We had a chance to learn more information of these court actions because we are especially involved in the Class Action Lawsuit.

**Key words:** Hansen's disease, legal right for trial, *Jū-Kanbō*, authority of arrest and punishment